

令和8年度与党税制改正大綱の主要事項のポイント

—「強い経済」の実現に向けて—

一般社団法人 日本経済団体連合会 経済基盤本部

長基公則

瀧沢 鳩

道下寛人

令和7年12月19日、自由民主党と日本維新の会は、令和8年度税制改正大綱を取りまとめた。両党の連立政権の下での初めての大綱となる。「責任ある積極財政」を掲げる高市内閣の発足により、税制を取り巻く環境は大きく変化した。自民党税制調査会は小野寺会長による新体制となり、維新の会においても新たに税制調査会が立ち上げられた。令和8年度税制改正の議論はこうした中で行われ、野党との協議も重ねながら、結論を得ることとなった。

わが国経済は自律的な成長軌道にあと一步のところまで迫っている一方、物価上昇や米国の関税措置などへの対応が求められているという認識の下、今回の税制改正では、「危機管理投資」、「成長投資」による「強い経済」の実現に向けた措置が多数講じられた。

本稿では、企業関係の税制を中心に、主要な改正事項等を概観していく。なお、記載事項は令和8年1月15日時点の情報に基づいており、今後法令等により変更が生じうる。また、全ては筆者個人の見解であり、所属組織を代表したものではないことを予めお断りしておく。

I. 主要改正事項の解説

1. 法人税制

(1) 大胆な投資促進税制の創設

① 創設の背景等

近年、各国は自国に投資を呼び込むため、税制を含めた国内投資促進策を強化している。米国では、2025年7月に成立した「One Big Beautiful Bill Act」(O BBB法)において、国内での設備投資に対し、即時償却措置を恒久化するとともに、时限措置として、その対象に建物を追加し

税法において、設備投資償却率を最大30%に引き上げるとともに、法人税率を2028年から5年間1%ずつ引き下げる予定となっている（引下げ後は法人実効税率が24.9%となる見込み）。

こうした中で、国際的なイコールフットイングを確保し、わが国の立地競争力を維持・強化していく観点などから、経済産業省や経済界は、他国に劣後しない大胆な投資促進税制を要望し、真摯な議論が行われた結果、「危機管理投資」、「成長投資」により「強い経済」の実現

た。また、ドイツ最新号(1月26日号)の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。